

貨物油タンクに使用する耐食鋼材の承認に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編及び C 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

貨物油タンクに使用する耐食鋼材の承認に関する事項

改正理由

2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会（MSC87）において、国際航海に従事する載貨重量 5,000 トン以上の原油タンカーのすべての貨物油タンクの甲板裏及び内底板に、「貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準（決議 MSC.288(87)）」に従った塗装又は「代替防食方法の性能基準（IMO 決議 MSC.289(87)）」に従った代替手段（耐食鋼材等）による防食措置を要求する SOLAS 条約の改正が採択され、2013 年 1 月 1 日以降に建造契約又は 2016 年 1 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶に適用されている。

本会では、貨物油タンクの防食措置の代替手段として用いられる耐食鋼材の承認に対して前広な対応を行うべく、IACS において作成中であった耐食鋼材に対する化学成分、試験、検査及び製造法承認等について規定する統一規則案及び統一解釈案に基づき、貨物油タンク用耐食鋼材の承認に関する規定を定めている。その後、IACS は、これら統一規則案及び統一解釈案に一部修正を加えて最終化を行い、2013 年 1 月及び 2 月にそれぞれ統一規則 W30 及び統一解釈 SC258 として採択した。

今般、IACS 統一規則 W30 及び IACS 統一解釈 SC258 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) IACS 統一解釈 SC258 に基づき、耐食鋼材による貨物油タンクの代替防食を行う場合に要求される耐食鋼テクニカルファイルに含むべき項目を規定した。
- (2) IACS 統一規則 W30 に基づき、耐食鋼材の承認における提出資料及び認定品要目書に記載すべき事項を改めた。